

郵政民営化委員会（第239回）議事録

日 時：令和3年11月15日（月）

開催方法：持ち回り審議（審議期間：11月12日から11月15日）

出席者：山内委員長、関口委員長代理、青野委員、佐藤委員、関委員

※ 質疑応答は以下のとおりであり、これにより今回の審議は終了となった。

○佐藤委員 調査審議するというのは今回が初めてでしょうか。

○事務局 そうです。ちょっと補足いたしますと、今日は調査審議をするかどうかを、各委員にご判断いただく持ち回り委員会なのですが、実際かんぽ生命から出て来た書類が、お送りしているように結構ありますので、かんぽ生命からの書類のご説明という形は今日でかなり尽くされるのかなと思います。もし、調査審議をするとなった場合のスケジュールとしては、意見聴取を希望する団体を公募して、手を挙げた団体には12月15日の委員会で意見聴取をしたうえで、最後にどうするかというのを調査審議していただく、という段取りになろうかと思います。その手前の持ち回り委員会と言う事で今日は開催しています。

○佐藤委員 分かりました、意見聴取をするかどうかですね。

○事務局 調査審議をするかどうか、の持ち回りの委員会です。

○佐藤委員 はい。

その他、配慮義務というのがどこまでなのかという感じがして、本当に分からないと思いました。基本的に商品が良くなるのは、それはもちろんかんぽ生命にとっても良いし、お客さんにとっても、我々にとっても良いことだと思うので、いろいろな保険会社、いろんな商品が生まれるっていう事はすごく良いことだと、競争してもらえれば、われわれも凄く良いことだと思うのだけれども、顧客からして、適正な競争関係ということが、難しいなと思いましたけれども、よく分からないので、調査審議は一回目なので、丁寧にやったほうが良いと思います。

○事務局 分からない点があると言う事でしたら、具体的にこういうことをかんぽ生命に聞いて欲しいということが佐藤委員からあれば、我々がかんぽ生命に聞いて、かんぽ生命からの回答を佐藤委員に繋いで、調査審議をすすめて行くっていう形もできますので、またこういう事を知りたいっていうのがあれば、この場でも結構ですし、後で思いついたらメールで頂くということでも結構です。今日は調査審議をするかどうかのご判断を

頂くと言う事が第一の目的でございますので、そこはご了解というか、調査審議する方向でと言う事で、意見を賜ったと言う事ですが、あわせて調査審議のキックオフでもありますので、かんぽ生命側の今日出ている資料というのは我々の持っているものでございますので、こういうところが足りないので、もう少し知りたいと言う事がありましたら、それは別途教えていただいて、我々がかんぽ生命に伝えて、かんぽ生命から回答をもらう、そして先生にお示しするという形が出来ますので、そういったことも含めてお願いできましたらと思います。

○佐藤委員 分かりました。

○事務局 調査審議にあわせて意見聴取も進めると言う事でよろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい。

○事務局 あわせて意見聴取を希望する団体の資料を見ながら、そこに書かれている論点とかんぽ生命の資料を見ながら委員会として考えの整理をしたうえで、結論をだすということになっていけばと思います。公正中立に進めていくと言う事で、反対する方々の意見も委員会の場で聞いたうえで、その考えに基づいてこのかんぽ生命が出しているものがどうかと言う事をご判断いただきます。

○関委員 契約的にはかなり大きな変更。実際に施行されると、改定する時には100万円が死亡保障として戻ってきて、死ぬまでの間の医療機関のサービスが増えるということでしょうか。

○事務局 そのとおりです。

○関委員 商品を強化し、市場に合った商品を出すことは、民営化した意味があり、届出内容を大いに評価します。

マーケティングをしっかりと商品構成したのはいいことだと思います。成約見込みも上がるかもしれません。

○関委員 販売状況について確認した内容と、販売状況が見込みより大幅に超過した場合に検証した内容について、金融庁経由でもかまわないので委員会として確認したいです。この点、関の意見として明記して下さい。

○関委員 「利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮する事項」の「募集管理態勢」について、10/13に説明のあった態勢は、なぜ日本郵便からかんぽ生命に所属を変えないのか、よその会社の社員に命令を出すので無理があります。

態勢については、10/13の委員会で提案いただいた内容で、募集管理態勢をしっかりとやっていただきたいということを、私の意見として明記して下さい。

○関委員 (商品) 内容としては問題ないと思うが、「利用者への役務の適切な提供」の募集管理態勢について心配な点が多々あるので、調査審議をすることに賛成します。

○事務局 懸念のある点について確認させていただきたい。なお、かんぽ生命へのヒアリングはなく、書面でやりとりすることになっています。かんぽ生命に聞きたいことはありますか。

○関委員 10/13に大分議論したが、コンサルタントを(かんぽ生命の業務に)専任させるのに、(日本郵便からの)所属替えを行わないのは、普通の経営者ならそういう判断はせず、民間ではありえません。その点あまり回答はもらっていません。本当にコントロールできるのか疑問に思っています。就業規則上の違反、法律違反にならないかを心配しています。他社の社員に命令をかけるわけなので。派遣じゃなく出向だから、日本郵便が派遣法をとらなくてもよいが、これだけの大量出向となると(どうなのか)。労働組合はOKしたのでしょうか。

○事務局 J P 労組はOKしています。

○青野委員 かんぽ生命の配慮義務のうち、他の生命保険会社との適正な競争関係については、販売状況を見ながらということになるので、現時点で言えることはありません。利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮することについては、新商品かどうかにかかわらず、かんぽ生命としてガバナンスを利かせてやってもらうことなので、現時点で指摘することはありません。

○青野委員 届出制の運用を開始してから初めての届出事例ということで、委員会として調査・審議を行い、外部からの意見聴取を行うことによって慎重に判断することについて了解です。

○事務局 月曜日に委員長に最終的に判断いただく予定です。意見聴取については、近く関係団体にアナウンスを行い、希望する方について 12/15 にヒアリングを行い、関係団体の主張等を踏まえ、調査・審議の結果問題なければその後の委員会で決定していただくこととなる見込みです。

○関口委員 （調査審議について、）念には念を入れて、安全のために、手続きを踏むということで賛同します。特段、追加的な手続きなしでもよろしいかなという程度の内容かなと思っています。その上で必要であれば外部方のご意見をいただくことはやぶさかではありません。

○事務局 お気づきの点や気になる点はございますか。

○関口委員 金融庁もOKと言っているのでしょうか。

○事務局 正確に申し上げますと、金融庁は保険業法の認可申請を受けているけれども、現段階では金融庁は認可していません。

○関口委員 書類を受け付けた状態ということですね。

○事務局 2012年にゆうちょの方で法人貸付と住宅ローンの申請を出したが、金融庁が何年か審査している間に申請を取り下げたことがあります。

当時の委員会では法人の貸付と住宅ローンについては、法人については中小企業を除くということで条件を付けて認めるという意見は出していました。

○関口委員 わかりました。調査審議、意見聴取するとの流れ、方向性を了解しました。

○山内委員長 調査審議について、実施することとしていただきたいと思います。

また、配慮義務のうち募集管理態勢については、過去に不適正募集があったことにかんがみ、実施を徹底していただきたいと思います。